

生活環境

内線122・123

4月からの「ごみ収集日程」に変更はありません
正しい「ごみの分別」にご協力をお願いします

P R T R 法(化学物質排出把握管理促進法) の届出はお済ですか

4月1日から、P R T R法(化学物質排出把握管理促進法)に基づく新たな届出が始まります。

P R T R制度は、事業者の適切な化学物質の管理を促し、環境汚染を未然に防ぐため、事業所から環境に排出される有害な化学物質の排出量を事業者自らが把握して、国に届け出る制度です。

下記の要件に該当する事業者の方は、平成16年度の排出量を6月30日までに、事業所が所在する支庁(複数の支庁に届出なければならない場合は道庁環境保全課でも可)まで届けてください。

詳しい内容は、留萌支庁環境生活課又は道庁環境保全課へお尋ねください。

【対象物質】トルエン・ベンゼン・ダイオキシン類など354種類の化学物質

【対象事業者】

燃料小売業・製造業・廃棄物処分業など23業種を営む事業者

常用雇用者数が21人以上の事業者

年間に1トン(発ガン物質はあ0.5トン)以上の対象化学物質を取り扱う事業者など

【ホームページ】

<http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kkhzn/prtr/index.htm>

▶留萌支庁環境生活課環境保全係 ☎ 0164-42-1511

いきいき交流センター (サンセットプラザ) 入浴割引申請について

平成17年度も保健衛生及び住民の健康増進を図るため、ご家庭に入浴設備のない世帯に限り割引券を交付します。つきましては、割引券交付の受付をいたしますので対象者は下記により申請してください。

- 入浴割引申請受付開始日 / 3月22日(火)から -

【留意事項】

- 医療保険証など身分を証明できるものと印鑑を持参してください。(シャチハタ不可)
- 家庭に入浴設備があり、浴槽が故障している場合では、割引制度に該当いたしません。
- 申請によっては、職員が実態の把握に伺う場合がありますのでご承知願います。
- 今春、進学などにより羽幌町に住所を有しない方は、割引制度に該当いたしません。

入浴料金割引額

区 分	入浴料金	割引額	利用者負担額
大人(中学生以上)	550円	180円	370円
小人(小学生以下)	280円	210円	70円

乳幼児(3歳以下)は、無料です。

▶申請先 / 生活環境課環境衛生係

水 道

4月1日から水道料金が改定になります

■上水道使用料

	基本水量	基本料金	超過料金
家庭用	10m ³	2,850円	300円
営業用	15m ³	4,740円	320円
工業用	30m ³	8,230円	300円
団体用	20m ³	6,980円	320円
浴場用	50m ³	7,700円	130円
臨時用	30m ³	18,950円	640円
船舶用	1m ³	560円	560円

超過料金は6月請求分から新料金となります。(4、5月請求分は旧料金)

超過料金については、1m³の料金です。

▶問合せ先 / 上下水道課水道係 (☎ 2-1211 内線 321)

□簡易水道使用料

	基本水量	基本料金	超過料金
家庭用	8m ³	2,570円	340円
営業用	15m ³	5,460円	360円
工業用	15m ³	4,820円	340円
団体用	15m ³	6,130円	380円
臨時用	15m ³	10,930円	680円
船舶用	1m ³	640円	640円